「政務活動費の運用指針」の改正案について

1 高額の事務機器等、高額物品・備品の購入等について

(1) P 12 備品の取扱いについて(追記)

使途項目	内 容	取扱い
事務・事務	備品、事務機	・使用実態に応じて充当できる。
所費	器の購入	・使用美態に応じて光ヨできる。



使途項目	内 容	取扱い
		・使用実態に応じて充当できる。
事務・事務	備品、事務機	ただし、1 品目 30 万円未満を原則とする。その他取扱
所費	器の購入	いについては、「6 その他の補足事項」を参照するこ
		ميل ا

(2) P 19 「備品の取扱い」の補足事項について(追記)

備品の購入について

1品目10万円以上30万円未満で購入した備品については、議員でなくなった場合 又は会派が解散し、備品の管理を継承する会派がない場合、会計処理上の手続き(減価 償却)を行い、残存価格があれば、その額を収支報告書の収入の部の「その他」欄に計 上しなければなりません。また、備品の耐用年数は、原則として次のとおりとします。

内 容	年 数	
電気機器、OA機器、その他の事務機器	5年	
金属性のオフィス家具	15年	

(残存価格の算出方法一例)

平成29年4月15日に、耐用年数5年の事務機器を12万円で購入した議員が、 平成31年4月30日に任期満了を迎え、その後議員でなくなった場合 (計算方法)

①任期満了時までの減価償却額を、月割(購入日から任期満了の日までの期間 の月数)で計算します。

事務機器の購入金額が120, 000円、耐用年数が60月、任期満了までの在職月数が25月であるので、120, 000円÷60月×25月で、50, 000円となります。

②次に、残存価格を計算します。

事務機器の購入金額から減価償却額を引き、70,000円となります。

(3) P13 複数業者から見積書を徴すべき物品の発注金額について(改正)

事 項	内 容
物品購入	発注金額(契約金額)が15万円以上の場合、複数の業者から見積
	書を徴し、それらの写しを提出すること。



事 項	内容
物品購入	発注金額(契約金額)が10万円以上の場合、複数の業者から見積
	書を徴し、それらの写しを提出すること。

(4) P23 備品台帳を使用すべき備品の金額について(改正)

1品目 20,000 円以上の備品を購入した場合に使用すること。



1品目 100,000 円以上の備品を購入した場合に使用すること。

2 旅費 (定額旅費)、日当の支給の見直しについて

(1) 旅費規程の準用について(削除)

内 容	取扱い
旅費	・実費を充当できる。
	・旅費の算定には堺市職員の旅費規程を準用することができる。



内 容	取扱い
旅費	・実費を充当できる。